

令和 2 年度第 1 回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

# 令和2年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和2年8月31日（月）
- 2 時間 午後2時00分から午後4時00分まで
- 3 場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
- 4 議題
  - (1) 委員の委嘱について
  - (2) 令和2年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）
  - (3) 小金井市緑の基本計画について
- 5 出席者
  - (1) 委員
    - 会長 小木曾 裕
    - 副会長 小山 美香
    - 委員 犀川 政穎
    - 委員 鴨下 輝秋
    - 委員 上中 章雄
    - 委員 串田 光弘
    - 委員 矢向 潤
    - 委員 柳井 美紀
    - 委員 柏原 君枝
  - (2) 事務局
    - 環境部長 柿崎 健一
    - 環境政策課長 平野 純也
    - 環境政策課緑と公園係長 小林 勢
    - 環境政策課緑と公園係主査 中込 甲斐
    - 環境政策課緑と公園係主事 須田 裕士

## 令和2年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

小木曾会長 それでは、定刻になりましたので、令和2年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を開会したいと思います。

初めに、環境部長より御挨拶をお願いいたします。

環境部長 皆様、こんにちは。環境部長の柿崎と申します。コロナ対策の関係で、座って御挨拶させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日はお暑い中、また、新型コロナウイルス感染症対策中ではありますけれども、本審議会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

第1回小金井市緑地保全対策審議会開会に当たりまして、私から一言御挨拶をさせていただきます。

現在、私たちを取り巻く環境というのは、出口の見えないコロナ禍、それから、今年も例年に違わず猛暑が重なりまして、非常に厳しい状況ではありますが、ぜひ体調には留意していただいて、御自愛いただければと思います。

さて、小金井市は長い歴史の中で、水と緑が住宅都市に程よく融合し、良好な環境を築いてきた町であります。このような状況の中においても、この貴重な財産を市民の皆様と共に守り、育てていきたいと考えております。そのための具体的な取組等を定めたみどりの基本計画は、コロナ禍により策定が遅れていますけれども、現在、何とか終盤戦に入ります。

厳しい状況はしばらく続くとは思いますけれども、小金井市に必要なみどりの政策を進めてまいりたいと考えておりますので、緑地保全対策審議会委員の皆様におかれましては、引き続き、御協力をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

小木曾会長 ありがとうございます。

それでは、続いて、事務局から本日の審議会の成立について、報告をお願いいたします。

環境政策課主査 事前に菅原委員から欠席の連絡をいただいておりますので、本日は

10名の委員のうち9名の委員に御出席いただいております。したがいまして、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

また、審議会の進行に当たりまして、事務局からお願ひがございます。案件の御審議に当たり、各委員が発言される場合には、誠に恐縮ではございますが、挙手をしていただき、会長が委員を指名した後に御発言をいただくようにお願いいたします。

また、後ほど御説明させていただきますみどりの基本計画につきましては、計画策定の支援をお願いしている株式会社プレック研究所は、会議室の都合で、別室にて控えさせていただきます。

なお、本日の審査会の内容は、議事録として残すために音声を録音させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

小木曾会長 ありがとうございます。

続きまして、小金井市緑地保全対策審議会委員の委嘱について、事務局より御説明をお願いいたします。

環境政策課主査 学識経験者枠である農業委員の改選に伴い、農業委員会会长職務代理である鴨下輝秋氏に、令和2年8月31日より、新たに御就任いただいております。委嘱期間は令和2年8月31日から令和3年3月31日までございます。

なお、委嘱状の交付は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、机上配付に代えさせていただきます。

それでは、鴨下委員、一言御挨拶をいただけますでしょうか。

鴨下委員 小金井市農業委員会から、大澤利之さんの後任として参りました鴨下輝秋と申します。よろしくお願ひいたします。

住まいは緑町で、野菜農家を営んでおります。農業者の立場でしか物は言えませんが、今日から勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

小木曾会長 それでは、本日の案件は2件ございまして、まず、令和2年度保全緑地の指定及び解除の諮問を受けることといたします。

事務局、お願ひいたします。

環境政策課主査 本来であれば、ここで市長の代理である環境部長より諮問書を読み

上げ、会長へ手渡しさせていただくところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、机上配付に代えさせていただきます。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

小木曾会長 ただいま、事務局より本審議会への諮問について説明がありました。

それでは、次に資料説明の前に、環境部長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

環境部長 それでは、よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、まず、配付資料の確認をお願いしたいと思います。事前に配付させていただきました資料で、令和2年度第1回小金井市緑地保全対策審議会の議案と次第書。そして、「資料1」と書かれた「令和2年度保全緑地の指定及び解除について」という資料が1ページから13ページまであるかと思います。また、A3の案内図が3枚ほどあるかと思います。

こちらと、あと本日のみどりの基本計画の資料といたしまして、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4、資料5、資料6。こちらは事前に、資料としてお配りさせていただいたものです。

また、机の上には、「令和2年度保全緑地の指定について」という諮問書のコピーと席次表が置かれているかと思います。資料の御確認をお願いいたします。

それでは、これからスライドで説明したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうから、令和2年度保全緑地の指定及び解除について、御説明いたします。

まず、制度の概要ですが、小金井市として緑地の保全及び緑化推進を図ることにより、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として、小金井市緑地保全対策条例を制定しています。小金井市緑地保全対策条例の中で、民有地にある保全緑地の保全及び緑化推進を図ることを目的に、所有者の方からの申請に基づき、環境緑地、公共緑地、保存生け垣、保存樹木として、市は一定の基準に基づき指定しています。一度指定をしたものについては、5年毎に更新が必要になります。

本審議会では、更新する保全緑地と新たに保全緑地として指定するもの、また所有者の意向により解除した緑地につきまして、御審議をお願

いするものでございます。

それでは、お手元にございます資料、1ページを御覧ください。

今回、諮問していただく環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の数量をまとめたものです。環境緑地、保存生け垣につきましては更新のみとなります。保存樹木につきましては新たに4本の指定を提案させていただきます。また、残念ながら、所有者の御意向により、保存樹木14本、保存生け垣59.2メートルにつきまして、解除の申請を受理してございます。

次をめくっていただきて、2ページ目は5年分の総括表でございます。現時点での保全緑地の数量をまとめたものでございます。本年度更新するものを含め、環境緑地が47795.21平米。今年度は新規、更新はございませんが、公共緑地が4,150.76平米です。保存樹木については、本年度、更新、新規及び解除を含め824本。続いて、生け垣は、奨励金対象延長が3,659.8メートルとなっております。

次に、今年度、指定保全緑地について、スライドを使いながら個別に御説明いたします。資料では3ページになります。

まず、環境緑地の指定基準ですが、おおむね500平米以上の保全されることが確約される樹木の集団としております。固定資産税、都市計画税が減免措置としており、奨励金として、国分寺崖線に存する環境緑地に限り、毎年度予算の範囲内で奨励金を交付しています。

ナンバー1、こちらは環境緑地です。東町1丁目、国際基督教大学敷地内になります。全部で13筆ございまして、合わせて37956.18平米です。こちらは、国分寺崖線沿いの緑地に該当します。

続きまして、ナンバー2です。こちらは梶野町4丁目10番。6筆です。合わせて2,526.33平米です。

続きまして、ナンバー3です。緑町5丁目。1筆、210.44平米になります。こちらは、基準のおおむね500平米未満ですが、昨年度更新した約1,000平米の環境緑地と隣接しております。全体で1,083平米となって、500平米以上となっております。

続いて、保存樹木について御説明いたします。

4ページ目を御覧ください。保存樹木の指定基準は地上が1.5メートル以上の高さにおける幹周りが1.5メートル以上もしくは高さが1

0メートル以上のいずれかとなります。奨励金は年間1本当たり2,000円となっております。税の減免措置等はございません。

ナンバー1-1から1-3は3本ともヤマザクラ。東町5丁目になります。

続きまして、2か所目です。ナンバー2-1、ケヤキ。中町4丁目になります。

続いて、3か所目。3-1、シラカシ。前原1丁目になります。奥の木になり、3-2、ムクノキこちらは新たに指定するものです。

続きまして、4か所目、ナンバー4-1ケヤキです。本町3丁目。写真左手の樹木になります。向かって左です。

続いて、ナンバー4-2、ケヤキ。こちらは新たに指定するものです。向かって右の樹木となっております。

続いて、4-3、こちらも新たに指定するものです。オオシマザクラになります。ちょっと暗いですが。

続いて、5か所目、ナンバー5-1から5-4は4本ともにヒノキになります。貫井南町2丁目。

こちらも貫井南町2丁目。ナンバー5-5、シラカシになります。

続いて、ナンバー5-6からナンバー5-11は3本ともに、シラカシになります。

続いて、ナンバー5-12、ヒマラヤスギになります。

続いて、ナンバー5-13、サワラ。

続いて、6か所目です。6-1、6-2、貫井南町3丁目。クヌギになります。

続いて、ナンバー6-3、ナンバー6-4貫井南町3丁目。ムクノキになります。

続いて、ナンバー6-5、6-6こちらも貫井南町3丁目。イヌシデになります。

ナンバー6-7、貫井南町3丁目。コナラになります。

ナンバー6-8、貫井南町3丁目。シラカシになります。

続いて、7か所目です。こちらは新たに指定するものです。イロハモミジになります。中町3丁目。樹高5メートル、幹周り150センチとなっております。

以上で、保存樹木についての説明を終わります。

続いて、保存生け垣になります。

保存生け垣ですが、今年度は更新のみ 15 件になります。指定基準は 1人の所有者の生け垣であって、高さが 1メートル以上あって、かつ総延長が 10 メートル以上のもの、もしくは、1 メートル未満の間隔で、隣接する 2人以上の所有者の生け垣であって、高さが 1 メートル以上あり、かつ総延長が 10 メートル以上であることのいずれかが条件となっております。奨励金については、年間 1 メートル当たり 300 円。限度額 1万 5,000 円となっております。税の減免措置についてはございません。

ナンバー 1、ヒイラギモクセイです。東町 5 丁目になります。

続いて、ナンバー 2、ハマヒサカキ。緑町 3 丁目になります。

続いて、ナンバー 3、レイランディ。緑町 4 丁目になります。

続いて、ナンバー 4、ツバキ。中町 4 丁目になります。

続いて、ナンバー 5、イヌツゲ、ツツジ。前原 3 丁目になります。

続いて、ナンバー 6、ウバメガシ。前原 3 丁目になります。

続いて、ナンバー 7、ベニカナメモチ。中町 4 丁目になります。

続いて、ナンバー 8、イヌツゲ。本町 4 丁目になります。

続いて、ナンバー 9、レッドロビン。貫井南町 1 丁目になります。

続いて、ナンバー 10、ベニカナメモチ。貫井南町 3 丁目になります。

ナンバー 11、ベニカナメモチ。貫井南町 3 丁目になります。

続いて、ナンバー 12、トキワマンサク。貫井南町 4 丁目になります。

ナンバー 13、アカメ。貫井南町 4 丁目になります。

続いて、ナンバー 14、エレガンテシマ・グリーンコーン。貫井南町 4 丁目になります。

ナンバー 15、アベリア、ドウダンツツジ。貫井北町 3 丁目になります。

スライドは以上になります。

続いて、解除になります。資料 6 ページを御覧ください。

解除の件数は、保存樹木 6 件、14 本。保存生け垣 2 件、59.2 メートルになります。

以上で、今年度の諮問案件の説明を終わらせていただきます。

今、御説明をさせていただきました諮問案件について御審議いただいて、市長への答申を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

小木曾会長 質問、御意見をどうぞ。

犀川委員 5ページの下から3行目に、これは保存生け垣ですけど、アカメというのがあるんです。アカメというのはまず、どこを探してもないはずなので、何かの間違いかと思うんです。カナメモチかと思っていたんですけど、今、スライドを見るとカナメでもなくて、葉っぱが広くて何か分からぬという気がしたんです。

小木曾会長 生け垣の13番。

犀川委員 ええ。アカメというのではないと思うんです。通称もアカメというのではないはずなので。芽が赤いからアカメなんだろうと思うので、カナメモチとか例えばレッド、アカメガシワなら分かります。アカメガシワじゃ生け垣になりませんから。そこはちょっと…。

アカメで皆さん見るわけで、そこだけ。貫井南町4丁目ですけど、そこへ行ってもらって、実際に本当は何なのかよく見られたほうがいいと思います。私の意見です。

小木曾会長 これは、実際、申請があったものを現地で見て、高さとかをチェックして写真を撮って、樹種も確認するわけですね。それはどういった。

事務局 申請者からの申請樹種がアカメということで申請があったんですが、実際に調査したところ、こちらはレッドロビン。

小木曾会長 レッドロビンね。

犀川委員 レッドロビンだったら、そういうふうに書けばいいんじゃないですか。

事務局 大変失礼しました。こちらは訂正させていただきます。

犀川委員 分かりました。

鴨下委員 よろしいですか。

小木曾会長 はい、お願ひします。

鴨下委員 質問。初めてなのでよく分からぬんですが、3ページの環境緑地の3番ですが、竹林といいますか竹が生えているところだと思うんです。手前が駐車場になっているところなんです。1番、2番とか書いてある手前が駐車場なんですが、竹が何本かかなり駐車場側に傾いていまして、竹だから折れることはないと思うんですが、これはあれですか、指定

されたところは定期的にちゃんと保存されているかどうかパトロールとか、そういうのは行うんでしょうか。

事務局 事務局です。基本的には、1回申請していただいたものは5年ごとの更新になりますし、そのタイミングでの、確認にはなります。

鴨下委員 そうですか。私、そこを時々通るんですが、かなり傾いていまして、駐車している自動車の屋根にぶつかっちゃうんじゃないかな。まあ、折れることはないけど、台風とか何かあったら怖いなという感じで見てたので、質問をさせていただきました。

事務局 所有者の方に適正に管理していただくよう、こちらからお願いを申し上げさせていただきます。

鴨下委員 苦情というわけではないですが、そういう質問が出たのでということでお伝え願えればと思います。

事務局 はい、かしこまりました。

小木曾会長 確認をしていただいて、それで所有者と話をして、適切な管理で対応をしていただくようお願いします。

事務局 はい、分かりました。

小木曾会長 解除の樹木が6ページにありますが、保存樹木。これは写真とかはなしんでしまうか。

事務局 解除については、今回、写真は撮っていないです。

小木曾会長 この申請の腐食のためとかいうのは、申請者が言われていることですか。それとも、現地で確認……。

事務局 申請者が書かれた理由が解除を行う理由として、今回、一つ一つについて現場で確認をしているわけではありません。申請書に書かれている理由をそのまま書いています。

小木曾会長 そのまま。しようがないから解除しようと。これは現地を見て、例えばこれを見ると、「根が露出し危険なため」と書いてありますが、根が露出しているのはいろんな樹木であると思いますが、それが本当に危険なのかどうかというのを確認して、例えば解除すべきなのかどうか相談をさせてもらうとか、しっかり確認をすることも大事なんじゃないでしょうか。

「老木化のため」というのがありますけど、老木でも別段しっかりしている樹木もあるし、申請者の気持ちをここに入れるのはいいと思いま

すが、これならしようがないと確認をするとか、こういうふうにすれば大丈夫とか、アドバイスをすることによって解除を避けるとかいう手立てはないんですか。と、ちょっと思って。

これは結構大事な話。保存樹木はできるだけ多くしていこうという前提でやっている中で、解除するのは申請者の意思でもありますけれども、増やすときには確認を行うのに、減るときには何にもしていないのはどうなのかと。

事務局 本来は、申請いただいたて受け付けてから伐採とかしていただくことになるのですが、申請いただいた段階で既に伐採されている時もあります。

あとは、おっしゃるように保存樹木となるべく保存する上で、例えば解除を避けるために、現場確認、現状を確認するというのは今後の課題として、受け止めさせていただきたいと思います。

小木曾会長 確かに危険な状態だったら、ほうっておくと事故になったりするので、御本人が危ないからと。それでも一報をもらうとかして、そんなに数は多くないわけですから、専門家の人に一緒に行ってもらうとか、そういうふうに丁寧に対応することが重要じゃないかと思います。

事務局 はい、分かりました。今後、検討させていただきたいと思います。

小木曾会長 はい、お願ひします。

串田委員 串田です。今のお話ですけども、解除内容が一部解除というのがありますね。これというのは、何本か保存樹木があって、そのうちの1本とか2本、4本というのが解除されたということですか。

事務局 そうです。

串田委員 それと、「管理困難なため」というのがありますて、これははっきりしない文言で、例えば生け垣は全部「管理困難なため」とあります。生け垣の助成に関しては登録も少なくて、事業が芳しくないというのが一方であります。その中で、管理困難なためというのは、ああ、そうですかという対応のされ方というのは、特に27メートルと32メートルの生け垣、ドウダンツツジとベニカナメ。これ、管理困難のためというと、どの程度管理困難かという。通常だったらば、お元気な方であれば、今までずっと生け垣があったわけですから、それが管理困難というのは事情がよく分からない。こういうのこそ現地に行って、所有者とお話をさ

れたほうがいいんじゃないでしょうか。

小木曾会長 実際に、自分で生け垣を剪定できる人なのによるとのかも知れないですけど、すごい量があってとてもできないとか、今言われるようないろんな事情があると思うんです。これを解決していかないと、管理困難でみんななくなっちゃったり。前回は写真が見れませんでしたけど、結構いい生け垣もたくさんあるので、これを維持する手法をもっと考えないといけない。生け垣も樹種とかによっても、結構管理するのは難しいと思うんです。マニュアルを作るとか、何かいいものがないかなと。

事務局 現地の確認というのは確かに、今お話を伺いして必要なことだと思いますので、まずは現地確認をする体制を整えながら、今後、検討していきたいと思います。

小木曾会長 そうですね。1個ずつクリアにしていったらいいんじゃないかと思います。

事務局 はい。

小木曾会長 お願いします。

柳井委員 柳井です。今のお話を聞いて思ったことがあるんですけど、小金井市は剪定サークルというすばらしいグループがありまして、その方々とタッグを組んで、こういったものが残せたり、保存できたりしていったら、お互いいいのではないかと思いました。

小木曾会長 なるほど。いいですね。

柳井委員 いいのか。多分忙しいとは思いますが、切りたいんじゃないかと。

小木曾会長 生け垣は技術が要りますよね。でも、なれている人なら。

柳井委員 すばらしい方です。

犀川委員 犀川です。今のお話ですけども、駄目だというお話があったときに、自動的にというか、自動的に木を切るグループのほうに、こういう話があつたんだけれどもやってくれるか、やってくれないかという話があつてもいいかと思います。話が来たら自動的に。

柳井委員 維持困難になってから対応するというよりも、申請があつた段階で協力体制を組んでいくというか……。

犀川委員 それが個人であって、小金井が緑が多いのがいいという人は小金井市民なものですから、そういう結びつきなんかはいいんじゃないかと思うんですけども。

小木曾会長 そうですね、一番上は腐食のためって。腐食って、今までいろいろな腐食あって、御本人が心配でそう言われているのか、かなりいろんな状況があるから。

先ほどのボランティアというのは御存じというか、把握されているのかな、剪定。それはどういうシステムなんですか。

事務局 剪定サークルというのがありますて、場所を決めて、その場所について剪定をしていただいて、剪定したものをおこちらで回収をして処分するというやり方をとっています。

小木曾会長 剪定サークルというのはどこの作業を行うのですか。

事務局 公園や公民館等の公共施設の剪定をお願いしております。

小木曾会長 人はいっぱいいらっしゃいますか。

事務局 40～50人程です。

小木曾会長 それだけいれば。民有地にも。費用をちゃんとお支払いしてやるとか、何かシステムを考えたら、いい結果が出てくるんじゃないかなと思います。  
はい、どうぞ。

小山委員 小山です。一番気になるのが、木というのは指定解除されると切られちゃうと思うんです。生け垣というのは解除された後、何に変わるのが。まちの景観が変わっていくので、これについても何らかの形で緑を残す方策がとれないのか、併せて考えないといけないと思うんです。そのところもぜひ調査していただきたいと思います。

事務局 はい、分かりました。

小木曾会長 すごい立派なものが急になくなっちゃう可能性もあるから。

小山委員 そうですよね。

小木曾会長 相談窓口みたいなのがある。まず、第1段階。樹木に対して、今言ったように事務局で確認して、これは専門家に見てもらう必要があるかとか、費用面のことなのかとか、整理をして対応をする。それでここに審議会にかける。そういうシステムがあったら。

ほかに何か別の視点とかでもありますか。

特に5年たったものの更新ということですね。だから、4年目とか3年目のものは上がってきていません。

事務局 ないです。5年目のものです。

小木曾会長 それでこれだけの数になる。

- 事務局 はい。
- 小木曾会長 前回、写真がよく見えなかつたので、今日は見えてよかったです。ありがとうございます。
- 上中委員 上中です、質問よろしいですか。
- 小木曾会長 はい、お願ひします。
- 上中委員 環境緑地の面積の推移と公共緑地の面積の推移ですが、目盛りのとり方によってこう見えるのかもしれないんですけど、環境緑地だと24年度から25年度に落ち込んで、26年度から27年度でまた落ちているのと、公共緑地で24年度から25年度で落ちている。何か理由が。
- 小木曾会長 今のお話は7ページですか。
- 上中委員 すいません、7ページと8ページです。たまたまこういう感じになつた……。
- 小木曾会長 今言われているのは7ページのグラフですか。
- 上中委員 7ページの24年から25年に落ちていて、26年から27年でも落ちているのと、あと、8ページのほうで、24年度から25年度に落ちている。
- 小木曾会長 何か大きなもので解除をされたりとか。
- 事務局 そうですね。恐らくこのタイミングで、この面積分の平米数が解除されたのではないかと思われます。
- 小木曾会長 結構減りが……。
- 事務局 年度によって理由があるんですけど、環境緑地につきましては、一定、東京都が取得しているところが崖線上にございまして、その減によるものが一番大きな原因かと思います。公共緑地につきましては、将来的に市が買い取るものを作り、それを公共緑地として指定しております。24年のときに一定、買い取っている。それで指定が解除になつていているという、それが要因かと考えています。
- 小木曾会長 あと、今後ですけど、11ページとか12ページのグラフですが、経費がかかるかもしれません、できればカラー版にしてもらわないと、読みそうで読めない。ちょっとつらいかな。作られたものを的確に読み解くためには。
- 事務局 はい。
- 小木曾会長 ほかにありますか。私から1つだけいいですか。

- 事務局 はい。
- 小木曾会長 私も改めて、保存樹木指定の要件を条例で読んでみたんですけど、解除されたりする場合、管理項目その判断、特に樹木の保存を指定される場合、樹木保険って掛けますね。
- 事務局 はい。
- 小木曾会長 ほかの自治体ではやっているので、見たら、小金井市さんも掛けている。それを皆さん知らない。そうすると、例えばそれが倒れたりしたときに保険が下りる。PRとかはどんなふうにされているんですか。こういう制度がありますよとか、保存樹木制度がありますよとか、制度があるんですよみたいな。よく知らない、やればよかったって。
- 事務局 今までではホームページや市報等で周知をさせていただいている、あとは、ここ2年間程、法政大学や中央大学の高等学校にはこちらから出向させていただいているところです。
- 小木曾会長 それなりの樹木があるということは、高齢者がいらっしゃるところだったりして、ホームページなんかまず見なかったりする。見ればそういう木がありそうだみたいなところがある、そこに訪ねて行ってもいいですけど、何か分かりやすく説明していけたらいいんじゃないかな。その制度を活用して何か。
- 事務局 はい。そちらも検討させていただきたいと思います。
- 小木曾会長 ほかの自治体では、病気や腐朽した場合に消毒をしてくれたりとか、施肥があったり、いろいろなプラスアルファの話があるので、予算のこともあると思いますが、何をしてあげれば保存が増えるのか、生け垣の申請が増えるのか、少し考えたほうがいいんじゃないでしょうか。この審議会も回数が少ないので、現段階でお話をしておけば、少し検討できる時間があるんじゃないかなと思って。
- 事務局 はい。
- 小木曾会長 以上ですが、指定と解除ですけれども、皆さん、御意見はございませんか。
- では、決定したいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。
- (「異議なし」の声あり)
- 小木曾会長 これで決定いたします。
- 次に、市長への答申の方法について。

答申の方法は、従前より、会長、副会長に一任いただくということで、会長が代表して答申を行っておりますが、異議がなければ答申の方法を会長、副会長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小木曾会長 異議がないようですので、答申の方法は会長、副会長に一任とさせていただきます。

それでは、保全緑地の指定案についての審議はこれで終了したいと思います。

事務局から、小金井市緑の基本計画について説明がございますのでよろしくお願ひします。

事務局 まず、事務局から説明させていただきます。

小金井市のみどりの基本計画の策定についてですが、資料2を御覧いただけますでしょうか。右上に「資料2」と書かれた資料があるかと思いますが、よろしいですか。まず、1の「策定の趣旨」でございます。緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標及び施策などを定める緑に関する総合的な計画です。現計画は平成22年度に策定しております、10年後の令和2年度を目標年次としております。新たに、令和12年度を目標年次とする計画の策定を本年度より進めてまいります。

みどりの基本計画の根拠となる都市緑地法は、平成29年5月に一部改正する法律が交付され、都市公園の管理方針、農地を緑地として取り込む政策などの項目を追加した計画を策定する必要があります。また、社会情勢は現計画を策定した当時から大きく変化しております、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的、効果的な緑の保全、創出、活用を推進する観点から、緑を取り巻く現況と課題を見直し、計画の推進と体制づくりを再検討して、新たに計画を策定してまいります。

続いて、次に2の「計画期間」ですが、令和12年度を目標年次とした令和3年度からの10年間といたします。

続いて、3の「基本計画の検討の進め方」でございますが、昨年度はみどりに関する基礎調査等を実施、現況の把握と課題の整理を行いました。

協議、検討体制につきましては、条例で設置していますこの緑地保全

対策審議会と、計画の改訂に伴い、新たに設置した計画策定委員会、そして、庁内推進本部の3つの会議体で構成しております。その他、広く市民から意見を収集するために、市民ワークショップ及び小学生を対象とした意見交換会等を実施し、いただいた御意見を踏まえ、計画の策定を進めてまいります。

今年度は、具体的な施策の検討を行った上で素案を作成し、パブリックコメントを実施の上、年度末に計画を完成させたいと考えております。

次に、本年度の具体的な検討の進め方について、資料2の4ページで御説明いたしますので、資料を御覧ください。

本年度に入りまして、策定委員会を3回、推進本部を1回と市民ワークショップを開催しており、具体的な施策の検討を進めております。本日の会議では、3回の策定委員会の検討内容を踏まえた施策を御確認いただき、御意見をいただきたいと考えております。

同時に、先週金曜日から、現計画の施策の方向性につきましても、各課に照会させていただいておりますので、その結果を取りまとめたものを第4回、第5回の策定委員会において、より具体的に検討を進めてまいります。

本審議会としましては、次回の第2回目は、パブリックコメントに対する素案を確認いただくことを予定しております。そして、最後、第3回目は、パブリックコメントを実施した結果を踏まえた、最終計画案を御確認いただくことを予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

小木曾会長 ありがとうございました。

それでは、今の説明について、何かございますか。

柳井委員 柳井です。10月頃に小学生のワークショップとなっているんですけども、小学生だけが対象でしょうか。中学生や高校生、大学生、小学生の見解というのは地域の身近なところの公園で遊んでいるぐらいしか分からぬと思うんですけど、その中で何か大事なものが見えてくるというのを少ないかと思います。もう少し年齢の幅を持たせていただけないでしょうか。

小木曾会長 という御意見ですが、どうでしょう。

緑と公園係長 9月1日号の市報で募集を開始している関係もありまして、対象者を

広げるのは難しいんですが、今予定していますのは、小学校3年生から6年生と、その親です。親子で御参加いただいて、みどりの基本計画だけではなくて、並行して策定を進めている環境基本計画の両計画を併せた内容で、みどりに特化したものではなくて、ごみの減量だとかを含めた環境全般のワークショップを予定しております。

柳井委員 柳井です。分かりました。10月は小学生対象ということが決まっておられるとのことですけど、その後に、中高生、大学生や小さい子供を持っている親御さんたちなども含めて、もう少し大きな幅でいろんな意見をしっかりと収集できるような形をとっていただけだと、大事なことを決めることなので、そのように感じますが、いかがでしょうか。

緑と公園係長 この4ページの説明でもありましたとおり、市民ワークショップというものを既に開催しております、そこは年齢制限なく、幅広い年齢の方を対象に一度、ワークショップをやらせていただいております。結果としまして、20代前半の方や子育て世代の方にも御参加いただきまして、幅広い御意見はいただいているところです。市民ワークショップの御意見につきましては、計画の中に反映させていければと考えておりますので、後ほど、報告をさせていただきます。

小木曾会長 いかがですか。それを聞いてからということでいいですか。

柳井委員 はい、大丈夫です。

小木曾会長 ほかにございますか。

小山委員 よろしいですか。小山です。今年2月3日に、この経過について一度、説明があって、その後、コロナの関係で随分いろんな審議会だの、委員会だのが開けない時期があって、何とか3月までに策定しようという形で、こういう具体的な進め方が少し変わってきたているんだと思うんです。その中で、前のときに、今、策定委員会が全部5回終わった後でパブリックコメントをかけてという形になっているんですけども、パブリックコメントが終わった後に、一度、策定委員会に戻して、パブコメを踏まえた計画と作成については、この策定委員会も関わるような形でスケジュールが組まれていたと思うんです。これについては策定委員会の議事録もありますので、その中でもいろいろ説明されて、こういう形で納得していただいているんだとは思うんですけども、パブリックコメントをかけた後で、策定委員会がどういう形で。

パブリックコメントでもらった意見も含めて、計画がつくられていくわけですね。その間に1回、策定委員会が入らなくてもいいのかどうなのかがすごく気になるところなんですかけれども、その点についてはこの計画どおり進めていくのか、私はもう1回、策定委員会にきちんとお戻ししたほうがいいんではないかと考えるんですが、そのところはどう整理をしたのか、事務局の考えをお聞かせいただければと思います。

緑と公園係長 策定委員会でもどういう位置づけなのかというのを聞かれておりまして、基本的には、策定委員会は施策の具体的な検討をお願いするということで、パブリックコメントの実施後、こういった意見がありましたということだけは策定委員の皆様にはお知らせさせていただきまして、御意見をいただくような文書での回方法がとれないかというのは今、協議させていただいているところです。

小木曾会長 意見がほかにあれば。

小山委員 小山です。よろしいですか。市の言っていることも分からなくはないんです。確かに5回しか取っていないんだと思うんです。でも、本当に必要であれば、補正予算を組んででも、どうしてももう1回必要だということを納得してもらうこともあります。なんじやないかと私は思います。そこをどういうふうに考えるかというのは、せっかくつくった計画なのに、ちゃんと策定委員の方が、パブリックコメントも踏まえた上で、最終的にこれでいいねと合意する場が必要なんじやないかと思うんです。

なので、そのところをそういう文書だけの形でのやり取りで済むのかどうなのか、パブリックコメントでどういう意見が出てくるのか分かりませんけど、必要があれば、あと1回分の策定委員会の予算は何とかお願いして、議会に納得してもらうぐらいのことをぜひやっていただけたほうが……。

緑と公園係長 今回、策定委員会の中にこちらの審議会のメンバーであります小木曾会長だとか、串田委員とかに入っていますので、代表という形になってしまふんですけど、そういったところで、本審議会の中でも策定委員はいますので、その辺で、お二人になりますが、御意見を賜れればと考えています。あと、そのほかの委員の方については文書でのやり取りを検討しておりますが、そのような形で対応したいと考えております。策定委員会をもう一度開催するというのも、スケジュール的に

も厳しい面がございまして、5回目をパブリックコメントの前にさせていただいたという経過がございますので、御理解いただければと思います。

小木曾会長 今、4ページのスケジュールですね。パブリックコメントが左にあって、この赤い点々は一番左の策定委員会に戻して、それで推進本部があって、緑地保全対策審議会があると。

小山委員 小山です。そういうことですね。言っていることは分かります。これは私の意見ですので、策定委員の方々がこれで納得して、いいよというのであれば、緑地保全対策審議会の委員の一人が言ってもあれなんですかけれども、本来であれば、こういうつくり方は逆に、策定委員会の方に対しても失礼なことではないかと私は思っているということで、意見を述べさせていただきたいと思います。

小木曾会長 これはあれですかね、パブリックコメントが出たら、策定委員会のほうに1回投げて、こういうのが出てきましたと。それで、推進本部が案をまとめるわけですね。その結果をメール審議というか、文書を出して、委員長を含めて皆さんに見てもらって、問題ないかどうかを確認するような作業があってもいいかもしれません。どちらにしても、ここでは最後までやりますので、しっかりと対応よろしくお願ひします。

串田委員 策定委員会のメンバーにも入っている串田です。今のお話ですけど、あと2回策定委員会はありますね。次の9月の第4回のときに、今の話は必ずしていただきたいです。スルーしないでください。そうすると、策定委員会でこれは必要だとか、こういう形であればそれでよろしいとか、何かいろいろ出てくると思うので、これは必ず議題の冒頭にしつかり。

それで、今は、小山委員のようにこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというあれは持っていないんですけども、あと2回あるから、何とかその辺は片づけられるんじゃないかと。意見だけ渡していただいて。

小木曾会長 今、議論していることは、みんな策定委員会に報告されますから、どうですかね。ともかく、今の話は1回、策定委員会に諮りますか。でも、このスケジュール案は1回策定委員会で議論されているんですよね。

緑と公園係長 はい。

小木曾会長 だから、一応、了解しているとは思いますが、再確認。

緑と公園係長 いただいた意見については、市の見解をまとめた資料を作成させていただいて、策定委員会のほうに示させていただきますので、そこは改めて、こちらからも説明するようにいたします。

小木曾会長 では、そんなことで進めていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、具体的な中身のほうの御説明を。

緑と公園係長 それでは、計画策定支援の受託者であるプレック研究所のほうから説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

プレック研究所 それでは、資料はお手元のものを御確認いただければと思います。資料3-1がこれまで3回行った委員会の会議録となっております。そして、3-2が3回分の会議録の意見対応表ということで、黒字が会議録から御意見を引用したもので、それに対して、対応方針を赤字で示しております。

第3回、これまでかなりいろいろと御意見をいただきまして、将来像の考え方ですとか、緑の配置の方針、具体的に御意見をいただいたところを計画に盛り込むような形で進めております。細かいところを説明すると時間が長くなってしまいますので、一旦、こちらは資料の紹介という形で、次の資料の説明に移らせていただきます。

資料4は、市民ワークショップを7月21日に実施した結果となります。先ほど少し質疑等がありましたが、一般の市民の方々に広く公募を行い開催しております。まさに、20代の若い方もいらっしゃいましたし、親子連れの方から、あとボランティア活動をされているような方、様々な方にご参加いただきました。参加者は12名で、策定委員会の委員の方にも参加をいただきながら進めてまいりました。

当日、話合いは前半と後半に分けております。前半は1ページの中央に書いてありますが、みどりと暮らしのあり方を考えるというものでして、どんなみどりの姿が小金井市に望ましいだろうかといった話合いを行いました。

後半がみどりと暮らしを両立させる方策を考えるということで、理想的なみどりの姿を想像したときに、では、どのような形で保全、創出するべきか、そのためにやるべきことは何かといったところの意見の出し合いを行っております。

意見の結果の概要は、2ページにまとめております。まず、前半のみどりと暮らしのあり方を考えることに関しては、みどりがあつていいところ、また、落葉や落枝が問題となってしまうようなところもあり、役割や規模によってみどりのあり方というものは変わるため、一概には言えないなどさまざまな御意見をいただきました。結論としては、やはり住宅都市としての小金井市にとっては、どんなみどりであっても、ちゃんと手入れがされていることが重要だという、そういった御意見がかなり多く見られました。

後半、みどりと暮らしを両立させる方策を考えることに関しては、そういった手入れが重要という中で、行政と市民、また事業者だったり、そういった方々が協力し合いながら役割分担してみどりの管理をしていくことが重要ではないか、こういった御意見をいただきました。

実際、今、梶野公園のサポーター会議の方々が参加してくださることで、地域の方々がイベントを開催したりして、子育てに使いやすいような公園になっていっています。そういったことも踏まえながら、例えば、イベントなどで多様な世代の方に参加していただきながら、公園やみどりの管理を進めていったらいいんじゃないとか、あと、情報を発信していくことで、市民の方々にみどりの大切さですとか、活動がどんなふうに行われているかといったことを知ってもらうことが重要なんじやないか、そういった御意見をいただきました。

当日の写真は、3ページ、4ページ以降に示しています。

このような御意見、やこれまでの委員会の意見を踏まえ、計画の将来像、目標値、目標像ですとか、あと、まちづくりの方針をまとめたものが資料5になります。今回、現況と課題に関しましては、昨年度の第2回の審議会で報告しておりますので、割愛させていただきます。

まず、みどりの将来像ですが、大きくは住宅都市にふさわしい質の高いみどりを創造していきますという考え方を掲げております。キャッチフレーズに関しては、現行計画が「私たちのみどり、育てるみどり、活かすみどり」ということで、緑色の枠の中に示したものになりますが、今回、改訂版については委員の方から複数案をいただいておりますので、今後検討していくこととしております。

また、目指す方向性のイメージとしては、1ページの下に示しており

ますが、質の高いみどり、ちゃんと手入れされたみどりを、暮らしの中での遊びだったり、運動だったり、そういったみどりを活用していくことで、市民の方が笑顔になるような豊かなまちをつくっていきましょう、という内容を示しています。

そして、みどりのまちづくりの方針ということで、2ページ目以降に具体的なみどりの位置づけですとか、配置の方針を示しています。2ページの図に示しておりますが、まず、まとまりのあるみどり、公園や学校等をみどりの拠点と位置づけ、拠点をつなぐみどりをみどりの軸として、さらに、その中を埋めていく住居地ですとか商業地をくらしのエリアと位置づけて、それぞれのみどりをつくっていくことで、みどりのある豊かなまちづくり、将来像の実現につなげていこうという考え方です。

3ページ目以降に、軸の考え方ですか、拠点の位置づけ、また管理方針についてまとめています。今、委員会の中で御意見いただいておりまして、3ページの交流にぎわい軸、この軸の名前を内容が伝わるように検討し直したほうがいいという御指摘を受けておりますので、細かいところに関しては、少し整理した中で第4回の委員会に諮っていくという流れで考えております。

そして、これらの配置方針に対して、将来像を実施する施策、基本方針というものを7ページにまとめております。基本方針は大きくは3つです。これは現行計画を継承する形にはなりますが、みどりの保全、みどりの創出、市民協働の拡大という形で、大きくは3つの柱を定めております。

この3つの方針に関しては、言葉をもう少し軟らかく、市民の方に分かりやすくするほうがよいのではないかという御指摘もいただいておりますので、みどりを守るなど、今、少し修正案を検討している段階でございます。

大きな内容としては、国分寺崖線や野川といった軸ですとか、大きな公園等のみどりを守っていく。また、町なかのみどりをつくっていく。そして、市民協働でそれらのみどりを支えていく。こういった流れを考えております。

次に、8ページのほうへいきまして、計画の目標です。計画の目標に関しては、みどりの量と質に関する数値を掲げていくという考え方を示

しております。現在、緑被率、あと、市民の方のみどりに対する満足度、市民の方が関わり合うサポーター登録制度の登録者数ですとか、そういった内容の3項目を挙げておりますが、こちらに関しましても、現在、委員会のほうから質に関する目標値として、もう少し検討したほうがいいのではないかといった御指摘もいただいておりますので、こちらも4回以降、再度、検討をしていくという段階です。

次に、9ページ、施策です。施策体系に関しましては、3つの柱に対して、今、12個の基本施策、それに基づく具体的な施策を定めております。こちらに関しましても、先ほどの基本方針3つに合わせて、基本施策の内容、具体的な施策の内容をもう少し分かりやすくシンプルに示していくこうという御意見をいただいておりますので、細かな文章の内容につきましては、現在精査しており、また第4回の委員会で諮っていくという流れになっております。

取組内容につきましても、これまでに非常に有用な御意見を委員の方からいただいているので、それを踏まえて検討をしている段階にあります。今、具体的な施策、9ページの中に示しておりますが、例えば、基本方針1、(3)、民有地のみどり（屋敷林・社寺林等）を守るという中で、市民協働で守っていくといった考え方がありますが、環境緑地などに関して、所有者の方が管理できないので手放してしまう実態もあるというのを踏まえまして、ボランティアさんを市で募集して、環境緑地の所有者の方が屋敷林を管理するお手伝いができるのかとか、そういった制度を今現在検討して盛り込んでいこうと考えているところであります。

また、保存樹木に関しても、委員から第3回の意見で、樹木医さんに見ていただいたり、そうしたこと�이できないかといった御意見もいただいておりますので、その辺りに関しても、予算ですか、関係者の方の確認等を取っている段階なのですけれども、何かしらできないかといったところで検討をしております。

また、基本方針2、みどりの創出に関しましては、やはり昨年度の現況整理の中で一番大きなところ、民有地のみどりが減っていっているというところの課題がございましたので、例えば、プランター緑化ですか、小規模な緑化、住宅地の緑化を進められるような制度を検討しては

どうかといったところを検討しております。ただ、こちらも第3回の御意見で、少し委員の方からプランター緑化はなかなか難しいのではないかといった御指摘もいただいております。そして、実際、検討してみたところ、やはり土の問題ですとか処理費を出せるかどうかとか、そういったところもあります。その辺りを考えていく中では、現在、プランター緑化については少し諦めて、逆に今ある保存生け垣の制度ですか、生け垣緑化制度、こういったものをしっかりと充実していくこと、また、先ほどの市民協働でのボランティアさんの活動で維持管理を進めていくほうに力を入れていくといったところを進めていこうという話が、今、出ているところであります。

また、こちらも委員の方からの御指摘で、住宅地の緑化を進めるに当たって、どんな緑化が管理がしやすくて小金井市に適しているのかといった指針が必要だという御意見をいただいておりますので、こういったガイドラインの作成を追加していくことなどを検討しております。

基本方針3、市民協働の拡大に関しては、これもボランティア間の横のつながりをしっかりとつくっていく必要がある。また、ボランティアさんを称えるような仕組みが必要ではないかという御意見をいただいておりますので、こういった意見を踏まえて施策の検討をしている段階であります。

具体的な施策内容につきましては、資料6のA3のとじ込み資料をベースに、現在、関係課にも調整を図っている段階です。資料6に関しても、第3回委員会の段階の資料になっておりますので、これにさらに、先ほど委員会の御指摘をいただいた施策を踏まえて、関係課の方に可能かどうかと、諧っている段階ですので、それを踏まえた結果を第4回で発表して、さらに意見をいただいてまとめていくというふうに考えております。

計画の内容としては、現段階、以上となります。

小木曾会長 ありがとうございます。前回も結構議論して、それから皆さんの意見を反映していただいているから、膨大な資料となっておりまして、皆さん、全部頭に入っていないところもあるかと思います。事前に配付されている資料は、ある程度、御覧になっていると思いますので、何か気になる点、御意見ありますか。お願いします。

柏原委員 柏原です。事前にこれを読ませていただけたんですけれども、幾つか疑問というか、意味が分からぬ部分があつたもので、まず、意見一覧というところの6ページです。

事務局 資料4ですね。

柏原委員 資料4の6ページ、Aグループの事例①街路樹のところ、下から2行目なんですが、「サクラの樹木はインコがサクラの実をたくさん食べてしまうため、外来種が増える要因の一つとなつてゐる」という意味が、ちょっと分からなかつたんです。

それともう一つは、いろいろ、とても気になつたんですけれども、今、戸建てのうちの樹木が物すごく減っていますよね。新しくできた、例えばあの辺も、私、お話ししたことがあると思うんですが、200坪の家だったところが4つか5つに分けられてしまつて、それで戸建て住宅が建つんですけど、建つと本当に瞬く間に売れるんです。売れるというか、買手があって、それで入られると、一切樹木はなし、花壇ぐらいはつくられるかもしれないけど、それもまずないおうちが多いんですけど、それで、これを読んでいましたら、この中にプランターというのがすごく出てきたんです。プランターというのはどういうことを意味しているのか。例えば、小金井街道のところに、今ほとんど何も、ミズキも何もないような感じなんですけど、石でつくったプランターとか、そういうのはあったり、ただ草だけが生えちゃっているようなところが多いんですけど、そういうものでつくったものを言うのか、あるいはプラスチックでつくったようなものを言うのか。果たして、プランターというのはいいのかなととても疑問に思ったものですから、この2つ。

小木曾会長 2点、ありがとうございます。

環境政策課主査 これはAグループで意見が出た中で、こういうことをおっしゃつてゐる方がいて、ちょっと樹種の選び方について話が出て、多分、桜については、インコが桜の実を食べてしまうため、外来種が増える要因の1つになるよという、桜はどちらかというと推奨されるような感じなんですけど、桜そのものは、こういう外来種が増える要因の1つにもなるよということを御意見いただいたという形だったかと思うんです。私もこのとき、ちょっと意見を書き取るほうばかりに頭がいつてしまつていて。

串田委員 串田です。資料3-2については、この資料は策定委員会に提出され

たものですか。

緑と公園係長 資料3－2につきましては、第3回の意見対応については、第4回のところで示す資料となっています。それ以外は出させていただいた資料です。

串田委員 ということは、策定委員会に出していない資料ですね。

事務局 11ページ以降は出していない資料になります。

串田委員 策定委員会で、もまれていない意見が、この緑地保全対策審議会に出てきて意見を云々というのは、それはどうなんですか。

緑と公園係長 策定委員会は、第3回まで終わっていますので、どういった意見が出たかというところまでは、ここで御報告をさせていただこうと思いまして、資料として、こちらのほうに提出させていただいた。

串田委員 意見が出るのはいいんですけど、意見を、こういうふうに修正しますとか、そういう赤字がいっぱいあるわけですね。それに関してどうですか。

緑と公園係長 ご指摘箇所についても、今の方向性だけを審議会のほうで御報告をさせていただいているところです。

串田委員 プランターに関してということなんですけれども、資料3－2のページ14、基本方針2、みどりの創出というところで、住宅のみどりを増やす活動を支援するというところで、いろいろな委員が発言したものに関して、赤字でその対応が書いてあります。その中に、生け垣助成制度その他は現状のまま継続するが、「プランター助成制度については、ご指摘を踏まえ期待される効果が小さいことから、制度の導入を取りやめる」と書いてある。取りやめるような話というのは、策定委員会で1つも出ていません。これはちょっと、そちらの御理解が間違っているんじゃないかなと。

つまり、どういうことかというと、生け垣の助成制度はなかなかうまくいかないわけですよね。特に新しい生け垣をつくる方なんて、ほとんどいないわけです。ここに登録されているのは、昔から生け垣を保っている昔からのお宅、農地、農家です。農家の生け垣もどんどん金網に変わっていますよね。いろいろ苦情もあるし、虫はつくし、どんどん金網に変わっているんですよね。多分ここに登録していない農家さんはいっぱいいらっしゃると思うんですけど、その中で、ほかに、もうちょっと

住宅地、あるいは住民のほうができるることは何かないかという形で、プランターの緑化制度というのが浮上されたと思います。

これに関して、何で評判悪いとか反対している意見があるようなことが書かれているのはちょっとおかしくて、要するに、先ほど御指摘がありましたけれども、プランター緑化制度、いいじゃないですか、どんどんやってくださいと。だって、普通の住宅の人はみんなやっていますよね。1つや2つかもしれないけれども、道を散歩していれば、みんなプランターを置いたり、要するに、庭がない人、それから生け垣もなかなかつくれない人は玄関の周りをプランターで飾って、これはごく普通にやっているわけです。その中で、もっと増やしていくう、町並みの緑をもっと気持ちよいものにしていくうという制度だと思うんですけども、そこで効果が小さいとか期待されないといったときには、2つです。

1つは、プランターは植えますよね。次に、花が終わった後、土をどうするかという問題があって、土というのは勝手に出せないんですよね。燃えるごみでもないし、出しようがないんです。そういう問題がありますよという意見が出ました。それから、プランターは、プラスチック製のものが最近多くて、軽いですし、壁に引っかけたりするのに向いている。だけど、なかなか劣化が激しい。それが散歩していくても、ちょっと汚くてね。そういう意見が出たわけです。

それに対して、市のほうは助成金の話しかしないわけです。例えば、プランターが幾つかお隣さんと並んで、そしたら、そこで幾らか出すと。そうじゃなくて、問題は、この中にも少し出てくると思うんですけども、こういう町並みにしたい、だから、例えば生け垣ができる人はプランターを飾ったりとか、そういうふうにして、ここに、みどりの創出とありますけれども、そういうふうに、皆さん、住まわれている方が努力しましょう、それに関しては、ささやかだけれども、市はこれだけの補助をしますと。そのときに、こういう緑の町並みにしたいという市の理念というか、イメージをもうちょっと伝えないと、プランター緑化制度といつても、単なる補助金制度にしかならない。そういう形だとまずいので、もうちょっと市の理念なりイメージなりを先にしっかりと出して、それで、プランター緑化制度と。

プランター緑化制度は、みんな補助金をもらわなくたっていいじゃな

いですか。みんな今までやっているわけですよね。歩いてみれば、そこら中で普通にやっているわけですよね。みんな補助金が欲しいわけじゃないわけですよ。ただ、苦労しているのは土の問題とか、そういうものをその制度の中で検討して、市のほうで、プランターを幾つ並べたから幾ら実費が出るというのじゃなくて、土の処理とか、そういうほうをどうするかを考えるとか、そういうことをしないと、プランター緑化制度といつてもなかなかうまくいかないよと。いかないけど、みんなやる人はやっているよと、普通にやっていますからね。

そういう話をしたらば、ここでは「効果が小さいことから、制度の導入を取りやめる」と簡単に言ってしまう。これは何なんだろうかと。そんなやめろなんて、策定委員会で一言も出なかった。やるならば、こういうことをちゃんとしなくちゃいけない。理念をしっかり言って、「市民の皆さん、こういうまちにしましょうよ。それに対して、市はこういう援助をいたします」と。それから、こういう問題に関しては前向きに考えますとか、そういう話だったと思うんです。何でこれでやめることになっちゃったんですか。という、何かちょっと。

小木曾会長 プランターのお話には、もう少し説明がありまして、実は、結構これは議論が輻輳していますね。私の意見が幾つか書いてありますが、資料3-2の9ページ、プランターによる緑化について、私が「プランターと一言でいうが、色々なものがあり、プランターが朽ちてくると景観上も良くないため、維持管理が続くか懸念がある。既存の生け垣を推進する方法もあるのでは」ないかと言っています。これはプランター、皆さんのイメージがどういうのか分かりませんけど、家庭でやると、大体プラスチックのプランターで、緑化といっても、そこに低木を植える人はまずいないと思うんです。花とか、水やりをしなくちゃいけない。プランター緑化とは一体何を示しているのか非常に曖昧で、緑化するなら生け垣をするのにプランターを置いてとなれば、コンクリート製のちょっとしゃれた大きな重たいものを置いて、そこに緑化、それはあるかもしれない。だから、プランター緑化はすごく簡易的なので、緑化の範囲に入るかどうか。また、それがだんだん朽ちてくると、大きなプランターは処分するのに困っちゃうんですよね。反対というよりも、生け垣も、実は私もいろいろと考えまして、長さが10メートルないと駄目なんで

す。10メートルの生け垣をつくるには、今、一般的に、先ほど言った大きな農家さん、大きなお屋敷みたいなところはL字型になっていて生け垣が10メートル以上だったりしますけれども、通常の場合、駐車場でもつくって、せいぜい緑化するスペースが4、5メートル、そうすると、そういうところには生け垣制度なんかあり得ない。そうすると、緑化、生け垣の狭いところでもできる樹種なんか、つくるアイデアを出したりして、少し長さが短くとも、恒久的に結構生け垣というのは、それで町並みを形成できる。

だから、そうは言うものの、もっと生け垣制度というのは、一方では、アンケートを取ると、あんまり使っていなかったりするのでやめてもいい、やめてもというか、少し変えてもいいんじゃないかという意見があつたりした、それはちょっと違うんじゃないかという。

あとは、今お話のあった14ページ、上から6行目、「アンケート結果については、生け垣造成は、敷地的な余裕がある家庭が少ないため、否定的な回答が多い可能性がある」、だから、もともとできないところに生け垣制度をやろうとしても、それはできないということです。「そのような状況のなかで、どのように生け垣を増やしていくかは検討のポイント」とあるんですが、多分、私の意見とほかの方の意見を踏まえて、市とワーキングのほうで、こちらはちょっとプランターよりも生け垣制度についてもっと考えたほうがいいですよね、プランター、そうまとめられて、多分、あのときには、まだこういう結論は出ていなかったと思うんですけど、多分、今度、策定委員会にかけようとしている案がここに出てきている。これは簡単そうですが、意外と町並みの景観としては難しい。

鴨下委員

鴨下です。うちは農業をやっていて畑があるんですが、今の話と関連のことなんですが、プランターで花を育てますよね。その土の処理に困った人が、畑の生け垣に土を捨てちゃうんですよ。雨で畑のほうへ流れてくると野菜にも影響することがありますし、何年かちょっと前に、やはりその土と混ざったせいか、野菜がうまくできない箇所が出まして、確かに、先ほど串田委員が言われたように、プランターの土の処理をすることが市民の方はよく分かっていないところがあるので、もし行政ができるのであれば、困った土は、こうこうこういうふうにすればと、多

分そういうPRはあると思うんですが、行き渡っていないので、結局どうしていいか分からない、それで畠に捨てちゃうということがあるので、我々農業者としては、せめてプランターを、きれいでいいでしようし、おうちもきれいになるでしょうし、でも、畠には捨てないでくれとお願いしたい。ということは、要するに、どういうふうに処理すればいいかということがもう少し浸透すれば、そういうこともなくなるし、プランターももう少し身近でいいものになるのかなとは感じています。

以上です。

小木曾会長

いろいろな問題が重なって、花を育てたり、咲いているときは美しいんですけど、まず水やりをやらなくちゃいけない。生け垣はそんな水やりをやらなくても大丈夫ですが、地面にあるものは。プランターは必ず水やりが必要なので、維持管理がずっとついて回る。これは簡単そうで結構難しい、水やりだって簡単そうですけど。これはどうでしょうかね。どちらにしても、策定委員会でもう1回議論してもらうことになるので、今の御意見を踏まえて。どうぞ。

犀川委員

小金井なんかは、さっきおっしゃったように、小さい敷地に庭なしで家ができちゃっていますけれども、ヨーロッパの昔からのまちなんか、家と家と、大学とも、みんなびっちりと住んでいるでしょう。だから、そこは緑がないのかというと、そんなことなくて、どこの窓にもゼラニウムとか、花ばかりですけど、花がいっぱいになっているじゃないですか。だから、小金井もそういうふうに密集したようなところを何か工夫して、こういうところを緑いっぱいにできたらいいんじゃないかなと思うんです。

やっぱり緑をいっぱいにしようとする運動、そこもやっぱり切り捨てないで、例えば、武蔵小金井の北口なんかで日が当たらないようなところでも、日が当たらなくとも咲く花はありますから、どうやったら、あそこに緑や花を置くことができるかということを考える必要があるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

小木曾会長

緑化というと樹木と思うので、ちょっとまた勘違いしちゃうかもしれませんけれども、確かにヨーロッパの場合は、道路であったり建物。

犀川委員

花いっぱいですもんね。

小木曾会長

中庭があって、そっちは緑が結構多い。

- 犀川委員 そうですよね。道添いは花がいっぱい。
- 小木曾会長 外部、外周沿いは結構多い。それはそれで1つの景観なんんですけど、そこに花があって。だから、プランター緑化という言葉はすごく幅が広過ぎちゃうので、例えば町並みを彩るプランターの緑化というか、ただ花を植えるとか、そういう違いが分かるようにしておかないと、プランター緑化を窓辺にやったからって緑被率が上がるわけじゃないですね。だから、そういうふうにつながっていかない。別の視点で見ていくしかないんじゃないかなと思うんですけれども、確かにその辺を助成して、窓辺一帯の花、小金井はすごいよねとか、盛り上がっていけば、それはそれでいいと思いますよね。
- 犀川委員 いいと思いますね。
- 小木曾会長 あとは、言われたように、プランターの処理も今度出てきちゃう。それは自分で、粗大ごみになっちゃいますから、大変ですよね、要らなくなったら。
- 矢向委員 矢向です。これはそもそも助成制度というのは、具体的にどういう助成を想定しているのでしょうか。
- 緑と公園係長 具体的なイメージとしては、3軒以上の連続した、一戸建ての接道しているような御家庭が同時に申請していただきまして、プランターの資材だとか花苗というのを支援していこうという制度設計を検討したところなんですが、様々な意見があった中で、既にやっている家庭も多いところで、助成するということはそこに税金を充てることになりますので、その後の維持管理の問題も含めて、取りやめるという書き方になっているんですけど、もうちょっと技術的な支援、土の処分の仕方だとか、プランターの処分の仕方だとかいったところの支援のほうが、充実した支援になるのかなと考えましたので、そちらのほうにシフトしていくという考え方方に今、検討している最中です。
- 矢向委員 つまり生け垣と何か関連性があるということですか。
- 緑と公園係長 例えばプランターの花苗を設置することによって3軒なりのコミュニティが形成され、プランターを通じて希薄になっているコミュニティを活性化させる狙いもありますし、景観、緑視率の関係も、目で見てみどりを感じるというところにも一定効果と考えて、プランターの助成制度について検討してきたところです。

矢向委員 恐らく一般市民の考え方で、要するにマンションで庭のない住まいに住んでいらっしゃる人たちなんかは、特にいわゆるベランダにちょっとみどりが欲しい、花が欲しいというときにプランターを置いてという、ここは、そういうイメージだと思うんですけどね。要するに個人個人が、そういった思考で、助成制度とかいうのがすごく違和感がありますよね。生け垣と関連づけるというところに非常に違和感を持ちます。

犀川委員 何かニンジンをぶら下げているみたいです。助成金というニンジンがぶら下がっているので。

矢向委員 市民感覚とちょっとずれている感じはしますよね。

犀川委員 そうですね。

矢向委員 市民の人たちは普通に花を置いて、うちは庭も小さいし、庭もないし、マンションだし、なのでベランダに花を置いて。大体そういう発想の延長線上じゃないかなと。これなんか、市から助成金がどうのこうのというのは全くかけはなれている。

串田委員 ありがとうございます。僕は生け垣の助成制度というのは、いわゆる接道部分、道路と敷地の境界線で、それは緑を維持する上で、景観上も明らかに有効で、それと、いろいろな問題があって、要するにブロック塀が地震で耐久性が弱いために崩れるのではないかという防災の意味もあって、ブロック塀を生け垣に変える。そういういろいろなことがあって、助成制度がある。多分プランターの話も、もしかしたらその範疇に入れるのかなと。

先ほど私、興奮しちゃいましたけど、要するに市のほうがこういうまちにしたい、こういう緑にしたいという理念を先に掲げていれば、プランター緑化制度というのは分かると思うんですけども、何もないんですね。お金をあげるよという制度だったならば何も魅力もない。今までずっとプランターで、ベランダでもいいですし、玄関の周りでもいいし、いろいろやっていた方というのは、別に助成制度があってプランター1つにつき100円だとか500円だとかでおさらやっているわけではないです。今までずっとやっているわけですよね。ただし、そのときに、現状で言えばいろいろ問題があると。その問題の一つが土の問題であったり、劣化したプランターをどう処理するか。土の部分に関しては、土の再生に関してはもう出てきて、再生材も出てきて、そういうことは市

のほうで専門の方からいろいろ意見をいただきて、それから、それに関して影響を被っている、先ほどの鴨下委員のような話とかいうのを全部まとめて、要するにお金じゃなくて、そういうノウハウの提供だって市の助成になるわけですよね。お金じゃなくて、そういうことも含めて。

プランターの話というのは、何で私がこだわっているかというと、普通の市民が、小金井市なら市の全体の緑に自分が寄与できる最低限のことなんですよね。ほかのものはほとんど公共性が高いものばかり。そういうところで、ああだこうだ、どうだとか言う、それで市が予算を取つてやる、そういう話ばかりの中で、ボランティア制度等もありますけど、ボランティア制度といつても、例えば私こういった形で関係していますけれども、よその者という感じがあるんですよね。そうじゃなくて自分が緑に関して何らかの形で関われる。それに最低限のものが、プランターとか鉢だったりするわけですね。そのところをやめちゃうと、じゃ、普通に住んでいる人たちが緑に関してどういう関わりを日常するんだろうか、これが消えちゃうのではないかと。そういう意味で、これは物すごく大切なことじゃないかなと。

だから、形としては助成制度で税金云々という話もあるかもしれないけれども、何とかこれをうまくしていって、自分のうちから隣のうち、そこの自分の近所になかなか潤いが近くにない、そういうのがどんどんつながっていくという形を取れればいいんじゃないかなと。

それと、もう一つは、公共性が高くなればなるほど、緑だけで樹木ばかりになっちゃいますよね。その中で草花が入ってくるというのは、ほかに計画の中で非常に少ないので、公園には花壇ボランティアとかいろいろありますけれども、自分でできることが基本のところじゃないかなと思うので、そこは何とかしてでも残したいなという感じはすごくしていました。それでこの制度を取りやめるということを取りやめる。あれあれという感じ。

小木曾会長 御趣旨はよく分かります。

串田委員 これは市のほうが、ほかのところにも多分これはよく出てくると思うんですけど、市の理念というのを掲げていないです。水と緑の何とか、緑豊かと掲げてきてているけれども、具体的に緑の質とか理念とかいう計画を立てるのは、なぜこういうふうにしているのか、そういうものを最

初にしっかりと言わないと、これは普通の市民の方がなるほどとなるとは思えない。そういうことで基本的なところを押さえて計画を立てたらいのではないかというのが意見です。

小木曾会長 ありがとうございます。プランター緑化にすごい時間が。ある意味、分かりやすいようで、具体的にどういうものを指しているのか分からないので、多分こんな議論になっているのかもしれません。

あと、10分ぐらいで4時なんですが、プランター緑化はこんな事例があつて、こんなのを目指している、これについて御意見だとかいうと分かるかもしれない。例えば2階のベランダでもいいのかとか、何を指しているのか、玄関前にプランターを置くとなつたら、どういうところにどう置けばいいのか。さつき3軒以上あれば連続性があると思うんですけども、そのときに何をどう植えれば、植えたものならいいのかとかって分からぬ。その辺をもう少し実施するなら、やっていけば小金井らしい新しいものになるのかもしれません。

上中委員 上中です。プランターがないので、よく分からないんですけど、これはプランターに対して1軒、2軒、3軒に幾らか助成金を出す仕組みなんですね。そうすると申請するほうも大変ですし、審査するほうも大変ですし、結構大変なので、これは花壇苗とか野菜苗をイベントとかで提供する形で変えたりとかいう、そうするともらってきたプランターでやるので、そういう仕組みとか工夫して、やりやすい方法もあるのかなと思ったらします。

小木曾会長 御意見ありがとうございます。プランターの話は一応ここで出していくだけで、今の意見も含めて、また策定委員会で議論すると。よろしいですか。

あと残り少ない時間ですが、何か。どうぞ、お願いします。

柳井委員 柳井です。資料6の1ページに「国分寺崖線ゾーンのみどりを守る」といったことなどがたくさん掲げられている中で、資料6の6ページの82番から86番、都市計画道路などのことが書かれております。今、都市計画道路は計画が進んでいるようなんですけれども、大きな計画の中で小金井市の緑が大きく変わろうとしているこの現実を、大きくこここの委員会でもしっかり話し合っていく必要があるんじゃないかなと思っています。何十年前に立てられた計画を続行している状況なんですけれども

ども、このことによって小金井のたくさんの緑が失われていく可能性が大きくあって、そこに生息する動植物、水、子供たちの遊ぶ環境など大きなことにも影響していくように思っています。

何て言つたらいいんでしょう。ここに関わっている道路管理課などとはまた別の話にはなってしまうのかもしれないですが、緑を守るというこの委員会では、とても大きな課題の一つのように思っているんですけれども、そのことについてもう少し話し合っていける委員会であつたらいいなと思っていますが、いかがでしょうか。

小木曾会長 ありがとうございます。今のお話は6ページについて、都市計画道路がもともと計画されていて、そこに結構緑地が残っていて、それを本当に都市計画道路として整備する必要があるのかも含めて議論したほうがいいんじゃないかなという話ですか。

柳井委員 そうですね。大きく緑の保全には関わっていくと思いますし、市民の意向というか、意見もたくさんある中で反対意見も多いと思うんです。そんな中で都の計画ということで進んでしまっている実情は大きな問題ではないかなと思っています。これが実行されていけば、小金井市の緑がものすごく減ると思います。

小木曾会長 具体的な場所とか幾つかあると思うんですが、ここに書かれている場所と、今、御指摘いただいた場所というのは一致しているのか分からぬんですけど、どうでしょうか。

緑と公園係長 多分、柳井委員がおっしゃっているのは、東大通りから南側の国分寺崖線から東八道路へ抜ける道路のことをおっしゃっているのかなと思っております。ただ、施策の中の82から86に関しては、緑化についてその道路に特化した内容を書いているわけではなく、既に用地取得が完了して、今、街路整備しているところもありますけど、その緑化について記載させていただいているものです。

都市計画道路と環境の保全というのは、なかなか市としてもどちらを優先すべきかということは申し上げられないんですが、どちらも施策として市としては進めているものです。この委員会の中でなかなか取り上げるのは難しい問題なのかなと考えています。

小木曾会長 これは場所の比較ですけど、段階を経て、東京都の説明会とかありますよね。どんな感じになっているかは分からないんですけど、そういう中

で住民のアンケートとかなどで進めていると思うんですが、かなり前に決めた都市計画道路を東京都は時間をかけて、まず絶対やっていきます。時間をかけつくっていく。ここを緑地にすること自体はあまりうちでやる議論ではないかなと私は認識しています。

柳井委員 そうですね。やはり大きく緑が減っています。子供たちの育ちも変わります。これは安易にオーケーしていいのかなと。必要性がそんなにならない道路をそんなに大渋滞もしていない小金井の環境を、そのような何十年もの前の計画だからといって、何も言えないで無駄に税金を使うということは、東京都の都民に失礼だし、ましてや小金井市民はそれを望んでいない人がたくさんいると思うんです。それを進めていく、それはさすがに大きく違和感を感じます。

緑と公園係長 今、都市計画マスタープランも改定中でして、その中でも市民の方へアンケートを取らせていただきながら、慎重に議論は進めさせていただいているので、みどりの保全については緑地保全審議会にはなりますが、都市計画道路のお話というのは、都市計画マスタープランの中で重点的にお話しされる内容かなと思います。

柳井委員 そうですね。都市計画マスタープランが進む中でみどりの保全が大きくできなくなっていく、そこはリンクしていく必要性がすごくあると思います。それはそれ、これはこれではなくて、こと、環境と道路がしっかりと話し合っていく必要性があると思います。

小木曾会長 御意見として伺いまして、この中でそういう議論が出たことは事務局もしっかりと受け止めてください。

緑と公園係長 担当者間もお互いよく話し合いをさせていただきながら計画策定をしていますので、いただいた意見は担当のほうにも伝えていきたいと思います。

柳井委員 お願いします。

小木曾会長 よろしくお願いします。おおむね御意見を含めありませんか。

柳井委員 すいません、もう一ついいですか。

小木曾会長 どうぞ。

柳井委員 すいません、すごく小さな問題なんんですけど、みどりを大事にすることは景観だけではなく環境、そして、水にも関係していくと思うんですけども、やはり小さな敷地の中でもたくさん雑草が生えてく

る中で、安易に除草剤を使う家庭がすごく多いなと思っていて、それは近所にというんでしようか、ごみの日に結構見えたりする中で、緑と水を守りたい小金井市が除草剤の危険性など、子供が遊ぶ泥水や川の水などにも響いていくことなどを何かお知らせしていくことはできないのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

小木曾会長 維持管理の中で、例えば公園だったら除草剤は使っていますか。

環境政策課主査 公園の管理については除草剤は極力使っていなくて、手で抜いたり、機械である程度という管理です。

小木曾会長 それについて、こういう薬剤ならば安全ですとか、そういうことは市からアナウンスは適宜されるんですか。

環境政策課長 一般で市販されているものであれば、それを行政が、これは危険なので使わないでくださいという表現は当然できないです。いわゆるそれは除草剤に限らず、いろんな化学薬品があって、皆さんそれぞれの見解で、これは危ないだとか、使わないほうがいいってもちろんあると思います。将来的にはもしかしたら影響があるものもあるのかもしれないですが、ただ、今、一般に発売されているものに関しては、そういった化学的な部分の分析が行われた上で、一応安全だという形で売られているものであれば、行政のほうで特定のものについてやめてくださいというのは、なかなか難しいかなとは思います。

小木曾会長 どうぞ。

小山委員 よろしいですか。小山です。市は以前に必ず年に1回ぐらい市報で、除草剤は使わずに手で抜きましょうという広報をしたと思うんですけど、今それってやっていないんですか。

環境政策課主査 年に1回市報でアナウンスもしていますし、あと、ホームページのほうでもたしかその旨アナウンスしていたと思います。詳しい内容は今すぐには分からないですけど、そのことについては触れています。

環境政策課長 こういう除草剤は使わないでくださいは言えないんですけど、極力使わないでくださいという表現です。

柳井委員 そしたら何か大きく目立つように、私、小金井に住んで9年目なんですけど、全く気づけなくてすいませんということで、よろしくお願いします。

鴨下委員 よろしいですか。鴨下です。うちも仕事柄、除草剤というのはかなり

使うんですが、今、実にピンキリで、強いものならば1度まくと1年半近く全く何も生えてこない、2、3日後には種をまいてもちゃんとその種は出ると。しかも最初にまいたときの草は枯れるというものもあるので、一概に除草剤をひとくくりにするのはすごく難しいし、何でもかんでも害だというのもおかしいですし、何でもかんでも安全だというのもおかしいですし、その辺は使われる方の見識が必要になってくると思うので、大変難しいなと思います。

小木曾会長 私も僅かな芝生を手で抜いているんですけど、疲れちゃう。

鴨下委員 今、非常に便利なものがあって、最初にまいておくと草の芽が出てこないという薬があるんです。ですから、一旦きれいにして、その次に薬をまくと芝生等も全然出てこないというのもありますし、いろいろあるんです。枯らすというのではなくて、もう芽を出さない。

上中委員 あと、除草剤は今おっしゃったようにピンキリで、全部枯らすのをあれば、スギナだけ枯らす選択性の除草剤もあるので、それは使い方次第なので、農家さんだったら選んで使うという感じですかね。

柳井委員 柳井です。例えば雑草を抜くことが大変だということになったら、それこそ何かそこでコミュニティーも生まれるし、元気な人たちが少しむしらせてもらうとかいうのもオーケーかなと思ったりしますけど、遺伝子に響いてくることではあるので、将来的なこと、今すぐ目の前では現れないんですけど、2代目、3代目、4代目、孫、子孫に反映することのような気がしますので、できれば市からの情報はしっかりと分かりやすいようによろしくお願ひします。

小木曾会長 というところで落ち着きましたが、除草剤って難しいんですね。

小山委員 1点だけよろしいですか。

小木曾会長 はい。

小山委員 すいません、幾つかありますけれども、1つだけ。資料5の4ページ、みどりの拠点というのが載っているんですけれども、その上の囲みの一番下に身近な交流拠点というのがあって、「地域の人にとって身近なみどりである、都市公園等や学校等の公民館を位置づけます」と書いてあるんです。この公民館という意味がよく分からなくて、学校とプラスして公民館ではなく、都市公園等や学校等の公民館というのが何を意味するのか。そういうことで、下の囲みのところの身近な交流拠点の中に

は私たちが一般的に思う公民館が入っていないわけです。その次の6ページにある、みどりのまちづくり方針図のところにも公民館とか記載がないんです。なので、ここの公民館というのが何を意味するのかが分からぬので、教えていただけたらと思います。

緑と公園係長　これは第3回の策定委員会でも御指摘されているところで、誤植でして、「公民館」ではなく「公共施設」の間違いです。すいません。

小山委員　　あと1つだけ確認させていただきたいのが、資料3-2の13ページなんですが、取組主体、市民の取組の明確化というのがあります。ここに赤字で一応意見を踏まえながら、「施策説明ページにおいて、市民、事業者、行政それぞれの取組を明記する」というのがあります。これに関しては小金井市でも環境行動指針をこれから変えていく作業があると思うんですけども、それとの整合性についてどう考えているのかということだけ、お考えをお聞かせいただければと思います。

小木曾会長　何ページ？

小山委員　　13ページ。

環境政策課長　実は先ほど、本日午前中に環境基本計画の関係で環境審議会をやっていて、そこでは環境基本計画の方針案みたいなものが示されているんですが、その施策の中に各施策があって、環境行動指針という形で環境行動指針の何々という表記をさせていただいているんです。なので、環境基本計画の策定とそれを受けた環境行動指針というのを一斉につくりますので、それとのひもづけというのをそれぞれやっていくので、当然、みどりの基本計画もそこに関わるものであれば関連づけていく形になるかと思います。

小山委員　　分かりました。

小木曾会長　大丈夫ですか。

小山委員　　はい。

小木曾会長　ほかにこれだけはというのはございませんか。

矢向委員　　オープンガーデンについて、長野県の小布施という町があって、オープンガーデンがすごくすてきな、町中がもうガーデンで、1つの文化となって、本当にヨーロッパの感覚に近い町で、私も自宅で、うちの庭なんですけども、四、五年、家内と一緒にやっているんですが、これをやって思ったのは、近所の人や知らない人が通りかかるって、結構庭にい

ると声をかけるんです。「この花、何ですか」とか、あるいはお隣は都営住宅なんですが、都営住宅の上から見ていて。要するに会話が生まれるということを体験しまして、オープンガーデンなんて大げさなことをする必要もなくて、本当にこれは別に好き嫌いの問題なので、市がどうのこうのという話じゃないんですけど、少し紹介してもいいのかなと。多分、小金井市の中では少なくとも四、五百軒のうちぐらい結構そこそこの花とか栽培、ちょっとおしゃれな庭なりベランダでもいいんですけど、相当あるんですよね、注意して見るとすごくたくさんあるんです。

だから、そういった中で市としてもPRに使ってもいいですかみたいな話で何か広報して、少し醸成していかないと、そういうものもありますので、文化がないと結構大変んですよ。この程度でも4、5年かかるんです、庭造りというのは。4、5年かかると言われて。要するに相当な労力がかかっているから、ボランティアとかいう、いつまでやっていてもなかなか難しいと思うんですけど、ですから、まずは幾つか拠点をつくっていって、そこからそのまま広がっていくという草の根の広がりみたいなものでやっていかないと、なかなか難しいかなという感じがしますから。

小山委員

そういうのをされる方も結構いらっしゃいますよね。

矢向委員

そうですね。

鴨下委員

こういうのを紹介するのは大変いいことだと思います。刺激されて、自分もやってみたいなという。大変でしょうけれども、こういう憧れを持って庭の整理をしようとか、草花を植えてみようということは身近な第一歩ではないでしょうか。

柳井委員

何か緑地保全ということは、人が生きる生きやすさということがつながってきますよね。今コロナですごく思うのが、こういった社会なだけに人と人がつながり合うことはとても大切なことだなと思っていて、緑を守るというだけじゃなくて、今お話を聞いて、そういうところにつながることになっていくのはすごくいいことだなと。小金井市の自死率が東京都や全国の中で20代、30代の自死率が平均値よりも高いんです。そのことは私すごく怖いなと思っていて、そういうことを緑に癒やされたり、人とつながることで何かが変わってきたということに結構力を出していくときが来たんじゃないかなと思っています。

犀川委員 緑の保全の1つ上に緑を愛する小金井市民なんかあって、その気持ちを僕たちが持って考えていくと何かいいことが生まれてくるんじゃないかなと。

矢向委員 武蔵野という言葉がキャッチフレーズの中に、入るとすごくもっと身近になるかなと。これだと一般的過ぎちゃって。

犀川委員 何か考えましょう。緑の保全の上にあって、もうちょっと心に響くような言葉。

矢向委員 小金井市は町の大きさはちょうど程よい大きさというか、小布施は1万人なんですよ。人口がちょうど10分の1なんですよ。小金井市もちょうどまとまりやすい大きさかなというので、都市部の町としては。だから、非常にレベルの高い町なので、いざとなると、小平もやっていますけど、小平を超えて相当なところは、多分全体的には絶対普及しますけど、時間がかかるんですよ。

小木曾会長 それでも活用しない手はない。オープンガーデンの仕組みがもし導入されれば結構いいんじゃないですか。四、五百軒ある。

矢向委員 5月だけでもいいんですよ。花は4月、5月、6月ぐらいがピークですから、本当にだから1年中やる必要はなくて、例えば5月の土日だけのお昼を予定空けてくださいみたいな形で、それも時間を決めて、それだったら、20、30軒ぐらいはやっているところがあるかもしれません。3年後ぐらいにやりましょうみたいな、今すぐやろうなんて言ったってできないので。そうすると少しモチベーションもできてきて、それを今度見た人がまねしようみたいな、そんな感じで少し一部の広がりが。プランターもいいと思うんですよ。プランターでもそういうオープンガーデンモデルがあって、プランターだけの、マンションの人たちなんかでも何かできるかと思うんですよね。

小木曾会長 そういうものが今、表彰制度を考えようというときに、そういうものもあるでしょうし、みんな知ってもらうと、あれいいなとなってつながってくるので、小布施が実はそういうのをやっていたのは知らなかつたです。歴史的なまちというのはありますけど、結構範囲が広いそうですから。

矢向委員 小布施は北斎の町で本当にすてきな町ですよね。びっくりしました。

鴨下委員 最初はそういう庭を紹介するところから始まって、コンテストでも開

いたら、皆さん、喜ぶんじゃないですか。

矢向委員 そうですよね。

串田委員 まずは第1号になっていただいて。これは全体の個別施策詳細資料の中にもオープンガーデンのことが入っている。71番というのはオープンガーデンに関してのことが書かれているわけですよね。しかし、情報提供は行っていない、未着手、現状維持、こういうふうに書いてあり、ただ、これは入っているので、まず、いろんなことを考えたものがどこかに入って、こんなに膨大な計画なのですから、113も計画があって、ほんまできんなかいなという感じがするんですけども、何かいろいろ話を聞いて、ニーズはここに書いてあるじゃない、だけど、あまりいっぱいこんなに計画があるので、未着手とか、検討中とか、そんなものばかりで計画が入っています。多分これが膨らんでいないんです、項目だけ入っているだけで。

小木曾会長 でも、オープンガーデンは検討の価値があるから、具体的にいってみどりの基本計画ができたときに、これは全部もちろんやっていますというのはいいんですけど、その中で目玉はどれなんだみたいなのを出すと分かりやすいですよね。

長時間で、20分ぐらい過ぎてしましましたが、特段なければこれで終わりたいと思います。

環境政策課主査 本日は暑い中、大変貴重な時間を割いて御出席いただきましてありがとうございました。次回の緑地保全対策審議会につきましては、11月16日の月曜日14時から、場所は本日と同じでこちらの第二庁舎の801会議室を予定しております。

小木曾会長 それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を終了いたします。お疲れさまでした。

―― 了 ――